

令和4年3月18日

なかよしこども園(1号) 保護者各位
ひかりこども園(1号)

池田市長 瀧澤 智子

まん延防止等重点措置解除に伴うこども園の対応について

平素は本市教育・保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に多大なるご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、大阪府のまん延防止等重点措置の適用が解除されることを受け、本市内の保育所等に係る対応を下記のとおりお知らせいたします。

引き続きご負担をお掛けいたしますが、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1 令和4年3月22日(火)からの対応

- 通常通り開園いたします。各種行事等については、在籍する施設にお問い合わせください。

2 在籍児童の同居者がPCR検査を受検する場合の園児の登園について

- 在籍児童の同居者がPCR検査を受検することになった場合は、その検査結果が判明するまでの間、当該児童の自宅待機をお願いいたします。
- 陰性が確認されたのちは、通常どおり登園してください。陽性が確認された場合は、引き続き保健所の指示に従ってください。
- PCR検査を受検することになった場合は、すぐに在籍するこども園にお知らせくださいますようお願いいたします。

3 給食費の還付・減免の取扱いについて

- 次の「対象期間」の日数に応じて日割り計算をいたします。
- 手続きは、保育料等還付・減免申請書(新型コロナ対応用8)により行っていただきますが、その際は当該日にちが分かる出席簿の写しを園から徴取いたします。

対象期間

給食費の日割り計算をする期間は、次のとおりです。

- ① 在籍する児童が濃厚接触者に特定され、自宅待機となった期間
- ② 感染していることが確認された場合に保健所から指定された自宅待機や療養を行った期間
- ③ 在籍する児童又はその同居者がPCR検査を受検することになった場合に、その検査結果が判明するまでの期間

申請方法

「保育料等還付・減免申請書(新型コロナ対応用8)」により各施設に提出してください。登園実績を確認するため、在籍する園から出席簿の写しを徴取いたします。

取扱期間

令和4年3月22日(火)以降

3 備考

上記の対応については、今後の政府及び大阪府の対応如何によって変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

(お問い合わせ)

池田市子ども・健康部幼児保育課(072-754-6208)